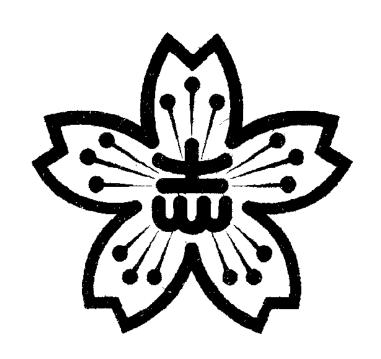
令和3年度

志段味東小学校いじめ防止基本方針



1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また、本市学校努力目標である「なかまと学び 夢を創る」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、児童が十分に理解できるようにする。
- 〇 いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であること を認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの 問題を克服することを目指す。

2 校内体制

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」の構成員 校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生活指導主任、 教育相談担当者、養護教諭、当該児童の担任、人権教育担当者、 スクールカウンセラー、子ども応援委員会コーディネーター

3 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したり することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 児童とふれあう時間(放課・昼食・清掃・授業後などの時間)をできる限り多く取る。
- 児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼 関係を築く。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ いじめ (特に、暴力を伴わないいじめ) は、大人が気付きにくく判断しに くい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い 段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、 いじめを積極的に認知する。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止め るなどの指導を最優先させる。

4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己肯定感・自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事 に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

(1) 道徳教育・人権教育

・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を 大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは 相手にもしない」など、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育 むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣 いに対する指導の徹底に努める。

(2) 授業づくり

- ・ 児童の自己肯定感を高めるために「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向け、教師一人一人の授業力向上に努める。
- 公開授業等により、互いの授業を参観し合う機会を位置付けるよう努め、 教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うよう にする。

(3) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付いたり、学ぶ機会を設定したりする。
- ・ 単に児童が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、 といった意識ではなく、児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員として の自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよ さに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、 共通目標を達成する活動」など、児童の相違や工夫に富んだ主体的な活動 の場や機会を設定する。
- ・ 児童会の取組において、「なごや I N G キャンペーン」等の機会を生かし、児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、 そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。
- 「夢と命の絆づくり推進事業」の積極的な活用を図る。

《学校全体での取組・活動》

〔児童会行事での縦割り活動〕

「縦割り遠足」「縦割りドッジボール大会」「なわとび大会」

「志東っ子集会」「卒業生を送る会」「運動会における表現運動」など 《各学年での中心となる取組・活動》

【1年生】「園児訪問」

【2年生】「まち探検での交流活動」

【3年生】「われら町の探検隊での地域交流」

【4年生】「2分の1成人式」「命の学習」

【5年生】「中津川野外学習」「卒業生を送る会を成功させよう」

【6年生】「修学旅行」「委員会・分団などの最高学年としての取り組み」

5 早期発見の取組

学級や部活動など、学校生活すべての場において、子どもをきめ細かく見守り、いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。また、子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

(1) 日常的な観察

・ 日頃から児童との触れ合いを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、 思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを 見逃さないようにする。

(2) 「学校生活アンケート」

・ 結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、児童個々への対応、また、学級集団づくりに活用する。

(3) 定期的な記名式のアンケート調査

・ 「記名式アンケート」の実施により、いじめがどの程度起きているのか を定期的に把握し、解消につなげる。

(4) 緊急的な記名式のアンケート調査

・ 重大事態が生じたとき等、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急 的に記名式でアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校や教職員の姿勢と決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- (2)のアンケート調査結果を基に、配慮が必要と考えられる児童を対象に、教育相談を行う。
- 9月に教育相談週間を設け、(3)のアンケート調査結果を基に、担任と 児童が1対1で話をする。
- 児童が希望したり、担任が必要としたりした場合は、担任以外の教職員、 スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう 依頼しておく。

(7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- 年度当初に、全児童に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ ランドセルに入れておく等、常時、いつでも見ることができるよう指導 する。

6 いじめに対する措置(重大事態・警察との連携を含む)

- 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会や関係機関 などと連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死な どにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた児童に関しては、早期発 見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる 行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- 児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、 真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早 い段階から的確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた児童や いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに 「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係児童から事情を聴 き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 以下のような重大事態に該当する、又は該当するかもしれないと思われ る事案が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りなが ら対応に当たる。

○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- ○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
 - ・30日を待たず、1週間をめどに連絡し概要を報告する。
- ※ また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立 てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるい は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したも のとして報告・調査等にあたる。
- 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連 携を図る。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- 「複数の教職員で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」など、徹 底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続す るよう伝える。
- 上記の対応によっても、いじめられた児童が学校を欠席せざるを得ない 状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた児童及びその保護者 の心情に寄り添いながら支援する。

その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、 いじめられた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配

- 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに 事実関係を伝える。
- 状況に応じて、子ども応援委員会・スクールカウンセラーや外部専門家

の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折 りに触れ必要な支援を行うことが大切である。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを 理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学 校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求 めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童 の健全な人格の発達に配慮する。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の 教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会と の判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とし た対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働き掛け

- 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに 加担する行為であることを理解させる。 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、
- 根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周 りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判 断するようにする。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を 構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育 委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、 直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、 相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを 利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにく いため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等を実施して、現状につ いて理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の 使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会との連携を図り、未然防止及び早期発見の 取り組みを進めるとともに問題の解決に努める。

校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上 に努める。

学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校 関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆

直接目撃した

(暴力行為、からかい、死ね等の言葉など)

通報・相談を受けた

(本人、他の児童、保護者などから)



その場で制止・指導 軽視や見て見ぬふりしない



真摯に傾聴

軽視や後回ししない



「いじめ等対策委員会」へ、事実を迅速・正確に報告

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生活指導主任、教育相談担当者、養護教諭、 当該児童の担任、人権教育担当者、スクールカウンセラー、子ども応援委員会コーディネーターなど

◆情報の共有

- ◆対応策の検討・協議・決定
- ◆関係児童に関する情報収集
 - ◆関係児童等への事情聴取
 - ◆いじめの有無の確認

いじめの認知・判断

重大事態

- ◇病院搬送等**応急処置**
- ◇教育委員会への一報
- **◇子ども応援委員会** との連携
- ◇警察・法務局等への 相談通報(校長・教頭)
- ◇緊急アンケートの実施
 (教務主任・生徒指導主任)

ネ ◇教育委員会への一報 ◇委託業者へ相談

◇委託業者へ相談 (校長・教頭)

- ◆被害・加害児童の保護者への連絡・家庭訪問(担任・教務主任)
- ◆被害児童の安全確保・心のケア(養護教諭・SC)
- ◆加害児童への指導・別室指導等の措置(学年主任·生徒指導主任)
- ◆聴衆・傍観者への指導(学年主任・生徒指導主任)
- ◆謝罪等の場の設定(教頭)
- ◆客観的な事実(聞き取りの内容等)を、時系列で正確に記録

継続指導 • 経過観察

一定の解消

 \rightarrow

再発防止・未然防止の取組

年間を見通したいじめ防止のための指導計画

月	諸会議等	未然防止の取組		早期発見の取組		校内研修
4	い 対策 ① ↑ 事 案 **	互いを認め合う 学級づくり 学校生活の きまりについて 縦割り顔合わせ	← 分かる授業・全員が参加したり活	あったかハート配布 学級懇談会 スクールカウン セラーの紹介		
5	発生時いじめ学習支がまず学習支がじめ	縦割り遠足 まち探検(2年)		学校生活アンケート① 自殺予防教育授業 5・6年 ①パンフレットチェック		研修① ・いじめ学 校基本方 針につい て
6	対策対策対策③生徒指導委①会	環境ウィーク トライ&アクション あいさつ運動①				研修② ・アンケート結 果の活用
7	随 いじめ 時 対策委 開 ④ 催	われら町の探検隊	躍したり	個人懇談会 教育相談(該当者)		
8	する	中津川野外学習	でき			
9	→ いじめ 対策委 ⑤	ふれ合い週間 修学旅行	る楽しい授業	教育相談週間 (全児童) 自殺予防教育授業 5・6年 ②パンフレットチェック		
10	いじめ 対策委 ⑥ 生徒指	運動会 ・表現運動	づくり	学校生活アンケート②		

11	導委② いじめ 対策委 ⑦	あいさつ運動②			↑ ス	研修③ ・アンケート結 果の活用
12	いじめ 対策委 ⑧	学芸会 なごやINGキャンペーン	分 団 登 校 な	個人懇談会 人権週間 ・校長の講話 ・担任より人権につ いて	クールカウンセ	研修④ ・人権週 間の取り 組みにつ いて
1	いじめ 対策委 ⑨ 生徒指 導委③	縦割りドッジボール 大会 命の授業(4年)	- 1	自殺予防教育授業 5・6年 ③パンフレットチェック	ラに相談 →	研修⑤ • 衛 生 講 話
2	い 対策 ⑩ 学習支 援委②	あいさつ運動③ 園児訪問 (1年)	Г	学級懇談会		
3	いじめ 対策委 ① 学校評 価	感謝の会・地域、学区への感謝卒業生を送る会・6年生への感謝				